

2003年外国貿易障壁報告書
への日本政府のコメント

平成15年4月17日

目 次

1 . 規制改革	1
(1) 分野別規制改革	
(イ) 電気通信	
(ロ) 情報技術	
(ハ) エネルギー	
(二) 医療機器・医薬品	
(ホ) 金融サービス	
(2) 構造的規制改革	
(イ) 独禁法と競争政策	
(ロ) 透明性と政府慣行	
(ハ) 商法	
(二) 司法制度改革	
(ホ) 流通及び通関	
2 . 輸入政策	6
(1) コメ	
(2) 小麦	
(3) 工業用とうもろこし	
(4) 豚肉	
(5) 牛肉関税の緊急措置	
(6) 牛肉、柑橘類、乳製品等の関税	
(7) 木材・住宅	
(8) 小型船舶	
(9) 革 / 履き物	
3 . 基準・試験・表示・認証	8
(1) 米国産鶏肉輸入禁止	
(2) B S E に起因するレンダリング畜産物の輸入禁止	
(3) リンゴ	
(4) ジャガイモ	
(5) バイオテクノロジー	
(6) 食品添加物	
(7) 飼料添加物の禁止	
(8) 栄養補助食品	
(9) 繊維	
4 . 政府調達	10
(1) コンピューター	
(2) 建設・設計・エンジニアリング	

5 . 知的財産権保護	11
(1) 特許	
(2) 著作権	
(3) 商標	
(4) 地理的表示	
(5) 営業秘密	
(6) 国境における取締り	
6 . サービス障壁	12
(1) 保険	
(2) 自由職業サービス	
(イ) 会計監査業務	
(ロ) 法律サービス	
7 . 投資障壁	13
8 . 反競争的慣行	14
9 . 電子商取引	14
10 . その他の障壁	14
(1) 航空宇宙	
(2) 自動車・同部品	
(3) 民間航空	
(4) 電力会社	
(5) 板ガラス	
(6) オートバイ	
(7) 紙・紙製品	
(8) 海運・港湾	
(9) 鉄鋼	

2003年の外国貿易障壁報告書においては、一部には我が国の実情を正確に認識し、適切な評価を与えている場合や日米間の協力を志向する分野における前向きな表現振りも見られるが、多くの事項で我が国より度々指摘してきたにもかかわらず、依然として事実誤認に基づく記述や一方的な記述が多く見られることは極めて遺憾である。特に、一昨年(2002年)の6月以来、小泉総理大臣とブッシュ大統領の間で設立された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下、様々な政府間の対話やフォーラム等の場において、我が国から真摯に説明し、意見交換を重ねてきた点についても、一方的に米側の見解が記述されていることは誠に残念である。

また、本報告書においては、ある分野の日本市場における米国の参入実績が停滞していることをもって我が国の市場アクセスに問題がある旨結論づけている部分が随所に見られるが、市場原理の下では、シェア等の実績は需要構造、供給者側の努力を始めとする様々な要因によって決定されるものであり、米国製品の市場シェアが低いことと、日本市場が閉鎖的であるか否かは全く別の問題であることを指摘したい。

本報告書の具体的項目に対する我が国コメントを簡潔な形でとりまとめたところ、以下のとおり。

1. 規制改革

規制改革概観

報告書において、我が国の規制改革には更なる取り組みが必要であるとの指摘があるが、規制改革は日本経済再生のために小泉内閣一丸となって取り組んでいる重要課題であることを改めて指摘する。

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ

「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革にかかる成功経験や知見を両国間で交換することで、日米両国政府が自らの課題として取り組む規制改革に資することを目的としている。両首脳への報告書に記載されることになる我が方の規制改革措置は、そのような対話の成果を踏まえつつも、日本政府が自身の問題として主体的に講じることを決定したものであり、米国との合意の結果として実施するものではない。

日本政府としては、今後とも本イニシアティブの下で建設的な対話が継続されることを望んでおり、米国政府も日本政府からの要望事項に真摯に耳を傾け、これを踏まえて国内の規制改革を推進されることを期待している。

(1) 分野別規制改革

(イ) 電気通信

我が国は、電気通信分野における規制改革・競争促進を着実に実施してきており、その結果、活発な新規参入が進み、料金の低廉化、サービスの多様化・高度化等大きな効果を上げてきている。また、現在、一種・二種の事業区分の廃止、一種の参入許可制の廃止をはじめとする電気通信事業法改正案が国会に提出されており、成立すれば更なる競争の促進に資するものと期待している。

それにもかかわらず、接続や規制機関の独立性等、我が国が再三に亘り十分に説明してきた点について、事実に基づかない一方的な記述等がなされているのは不適切である。特に、総務省が「政治的利害及び産業界の利害に過度に影響されているという事実」との記述をはじめ、現行の規制のあり方の中立性を疑う記述が散見されるが、電気通信分野での我が国の規制のあり方は、WTOルールにも整合する中立的なものである。この点は、累次米国政府にも説明している。また、NTT相互接続料水準について、これより相当高いものも含まれる各種の米国内の接続料のうち最も廉価のものと比較した上でNTT接続料を高いとする議論には十分な根拠がない。更に、事業者間の個別の問題について、電気通信事業法が用意する裁定あるいは意見の申出といった透明な手続きを踏まず、安易に政府間の問題として持ち出す姿勢は改められるべきである。

(ロ) 情報技術

- (i) 貸金業規制法は、資金需要者等の消費者の保護を目的とした法律である。違法な取り立て行為等が大きな社会問題となったことを受け、2000年の6月に法改正をし、保証に係る説明不十分等に対処するため、追加融資の際の保証人への書面交付や保証契約締結前の書面交付を義務づける等の規定の追加を行ったばかりであり、現時点では、改正後の法の規定に基づく書面交付義務の誠実な履行を定着させることが重要な課題である。なお、クレジットカードの物販に係る機能については、割賦販売法で規制されており、電子通知が認められている。キャッシング機能については、貸金業法の対象となるため電子的通知は認められていない。
- (ii) 日本政府は3月7日に改訂した「個人情報保護に関する法律案」を国会に提出した。同法案では、個人情報取扱い事業者に課される義務は必要最小限度の規律であり、個人情報の適正な取扱いについてあくまで民間事業者の自主的な取組を促進することを基本としている。
- (iii) サービス・プロバイダの責任に関しては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が2002年5月27日に施行された。本法律は、ネット上の権利侵害に分野横断的に対応するものであり、日本の法制度の中で最善と考えられる方策を盛り込んだものであって、関係者間のバランスが取れていないもしくは著作権者の保護が不十分であるとの指摘は適当でない。また本法律は、現在、関係する国内外の民間団体によってガイドラインが作成されるなど、その適切な運用が図られており、また成果をあげていることから、本法律の改正は現在のところ考えていない。日本政府としては、今後も同法律が適切に運用されるよう適宜支援していく予定である。
- (iv) 一時的複製については、「知的財産権保護」にて取り上げる。

(ハ) エネルギー

電力・ガス事業については、今後の電力・ガス分野の市場構造の在り方に関する審議会の答申を受け、電力事業法とガス事業法の改正法案が本年3月に日本政府より国会に提出されたところである。法案成立後には、更なる詳細な制度設計を進めていく

予定である。

なお、電力分野について、部分自由化導入後、電力会社により規制部門の電気料金が2度にわたり引き下げられた（2000年；5.42%、2002年；6.19%）。従って「成果がほとんどない」との記述は事実と反する。

また、全国規模の卸電力取引市場の整備、行政の市場監視・紛争処理機能の整備及び小売自由化スケジュールの実行については、本年2月に出された電気事業分科会の報告書で結論づけられた事項であり、このような改革を実施するが、法律事項ではないことを指摘したい。

（二）医療機器・医薬品

医療制度改革については、国民の健康を守る社会保障制度として持続的・安定的な制度を構築していくものであり、医療制度改革のみならず社会保障全般について調査・審議するものとしてすでに社会保障審議会等があることから、新たな組織を設置する必要はないと考える。

我が国は、平成14年4月に医療機器・医薬品の算定ルールを改正し、革新的な製品の適切な評価や価格算定ルールの透明性の向上等を図ったところ。なお、「より安全」で「より有効」な製品を「より早く」承認できる審査体制を構築するため、審査関連業務を1つの組織で実施する独立行政法人医薬品医療機器総合機構を新たに設けることとした。

医療機器の内外価格差の是正を図るための保険償還価格の算定ルールは、中央社会保険医療協議会における議論や米国業界との数次にわたる協議を経て決定されたものである。新しい補正加算制度については、平成14年4月から運用されているところであり、厚生労働省では、今後の実績を踏まえレビューの必要性についても検討する予定である。

厚生労働省では、米国製造業者を含む関係業界に対し、医政局を窓口として直接アクセスする機会を確保しており、保険局等関係部局と連携を密にとりながら、個別企業からの相談等について、十分な時間をもうけて対応しているところである。よって、「保険局職員との直接の協議」については、関係団体と保険局等関係部局による協議の場を設けていることから、これを見直す必要はないと考える。

新たに設立される独立行政法人医薬品医療機器総合機構に関する手数料の体系と水準、移行期間等、制度の運用について、関係者からの意見を聴取する機会を設けつつ検討していく予定である。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行うが、最終的な承認は行わない。医薬品等の承認は厚生労働大臣が行う。

血液事業に係る法的枠組みの改正については、血液製剤の安定供給を確保するとともに、一層の安全性向上を図ることを目的としており、外国製造業者や外国製品を不当に差別したり、一方的に貿易制限的運用を行うことを意図するものではない。

再算定制度は、市場規模、用法など当該製品の公定価格を定める際の見込みと市場

の実態に著しい差が生じた場合に、その是正を目的としたものであり、同制度が、「技術革新の価値に罰則を課す、あるいは、認識を欠く」ものであるとする米側の指摘は適切ではない。大規模治験ネットワークにおける医師主導の治験については、当該製品を製造する企業からデータ提供等の協力を得て行われるものであり、知的財産の侵害は起こらないものと考えている。また、製造業者に治験への参加を強制をすることはないが、必要に応じて参加を要請することは考えられる。

(ホ) 金融サービス

証券仲介業者については、同法案において、一定の要件（他に営んでいる事業が公益に反しないこと、証券仲介業の遂行に必要な知識等を有していることなど）を満たしているものであれば、登録を行った上で誰でも営めるものであり、公認会計士・税理士・フィナンシャルプランナーのみを対象としているとの米側の表現には誤解がある。また、同法案では、証券仲介業とは、証券会社から委託を受けて当該証券会社のために、顧客との間の証券取引を仲介する業をいい、当該業者は所属証券会社を代理して契約を締結する権限（代理権）がないと位置付けているため、「販売代理店制度の導入」という表現は適切ではない。

なお、金融システム改革については、小泉総理の構造改革における一つの柱として2002年も強力に進めてきており、今後とも、経済状況の変化等を踏まえ、安心して活力ある金融システムの構築に取り組んでいく。

(2) 構造的規制改革

(イ) 独禁法と競争政策

公正取引委員会は、審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル、入札談合等の同法違反行為に対して告発を含め厳正かつ積極的に対処するとともに、事業者の自主的な独占禁止法の遵守の取組への支援を行っているところである。また、本年1月に施行された入札談合等関与行為防止法に基づいて、発注者の入札談合等関与行為の排除及び防止に努めている。規制緩和後の市場においては、公正かつ自由な競争を促進するとの観点から、2001年のIT・公益事業タスクフォースの設置、審査部門の人員増等、審査体制の充実を図っている。また、規制により参入が制限されている分野等について、競争政策の観点から積極的に調査・提言を行い、参入規制等が緩和された分野についても、規制緩和後の状況を調査し、必要な提言を行うなど、競争政策の推進を図っている。経済分析能力の向上については、外部からのエコノミストの採用及び外部有識者との連携等により経済分析を実施する体制の更なる充実を図っている。なお、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための法案は今国会で成立し、既に施行されている。

(ロ) 透明性と政府慣行

パブリック・コメント手続きに関しては、行政の意思決定過程をより公正・透明なものとするため、毎年度同手続の実施状況の調査・公表をしている。

特殊法人改革では、2001年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、各法人を所管する府省が中心となりその具体化を進めている。

(八) 商法

昨年の通常国会において、会社の機関関係を中心とする商法等の改正法案が成立し、本年4月に施行された。さらに、現在、法制審議会において会社法制の現代化について審議中であり、2005年の通常国会への法案提出を予定している。この改正検討事項には合併対価の柔軟化も含まれている。

(二) 司法制度改革

昨年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画に基づき、内閣に置かれた司法制度改革推進本部を中心として、具体的な法令案の立案等を進めている。民事訴訟法等の一部を改正する法律案、仲裁法案等はすでに今国会に提出されている。

(ホ) 流通及び通関

- (i) 我が国は、通関の一層の効率化のために、本年4月から、構造改革特別区域における規制の特例として、申請が認定された特区においては臨時開庁手数料を通常の2分の1に軽減することとしている。

また、税関の執務時間外に輸出入通関等の業務処理が恒常的に発生する官署においては、365日24時間体制を採用している。

昨年10月からコンテナ貨物の取扱い実績が多い官署において、税関の執務時間外の一定の時間帯に職員を配置する通関体制の試行を実施しているところである。なお、本年7月からは執務時間外の通関体制を本格的に整備する方向で検討している。

- (ii) 個々の空港における着陸料の設定は、滑走路の配置及び運営に係るコストを考慮して空港管理者と航空会社との協議を通じてなされている。したがって、本件は、成田空港においては新東京国際空港公団、関西空港においては関西国際空港株式会社が航空会社との間で解決すべき問題である。

成田空港と関西空港の着陸料の設定については、オープンかつ透明な方法で、航空会社（IATA）との交渉が行われてきている。これらの空港では料金設定時に航空会社に対しその算定理由等の説明を行い、双方が合意する形で料金を設定してきている。従って、「to formulate the level of landing fees in an open and transparent manner, using internationally accepted accounting standards, and base those fees on the actual cost of providing services.」という米国の要求には根拠がない。

また、成田空港においては環境対策費の負担等から、また、関西空港においては海上空港であることによる用地造成費の負担から、着陸料のみ見れば高い水準にあるのは事実であるが、国際線旅客一人当たりの実質的な負担額（着陸料に旅客と航空会社が支払う料金等を加算した合計）で比較した場合、成田空港・関西空港はニューヨーク・ジョン・F・ケネディ国際空港よりも低い水準にあり、こうした意味では空港使用料金が低いとの指摘は当たらない。

直接的に航空会社が負担する着陸料は、空港利用者の負担全体から見れば一部に過ぎず、その部分のみを議論するのは不適切であり、航空会社の利益に直結している着陸料だけを取り上げるのではなく、利用者の負担全体について考えるべきである。

2. 輸入政策

(1) コメ

輸入される米国産米のうち主食用として利用されるものの多くは、国産米と比較して品質がやや劣ることから、業務用として国産米とブレンドするなどして利用されており、消費者向けに米国産米として単品で小売りされるケースは少ないのが実態である。ミニマム・アクセス米の消費者へのアクセス機会については十分提供されている。また、SBSは、米国の要望に基づき導入された公正かつ自由な競争原理に基づく透明性の高い入札方式であり、米国産米に不利な運用がなされているという事実はない。さらにマークアップについては、ウルグアイ・ラウンドで合意されたものであり、譲許の範囲内で公正な条件の下設定しており完全にWTO整合的である。

米国産米がSBS入札において不調なのは、中国産米との競争に負けているからである。米国産米の輸入を拡大するためには、何よりも、品質・価格競争力が高い中国産米に対抗できる競争力を確保する必要がある。

昨年12月に生産調整をはじめとするコメ政策を抜本的に見直し、農業者等関係者が消費者重視・市場重視の視点に立って、需要に即応したコメ作りを行うことにより、水田農業経営の安定と発展を図ること等を内容とした「米政策改革大綱」を決定した。当該大綱の関連予算については、2004年度の概算要求決定時までには決定したい。また、ミニマムアクセスに関する我が国の提案については、消費基準年の見直しについては、現状をよりアクセス数量に反映させるための修正であり、特例措置による関税化の遅れに伴う加重なアクセス数量の見直しは現行制度の改善である。

(2) 小麦

輸入小麦の売渡価格は、譲許の枠内で品質等を踏まえて設定しており、WTO協定と完全に整合的である。輸入小麦の売渡価格は、1986年以降約40%引き下げている。なお、我が国は、国内消費量の大半を輸入に依存し、また、米国からの輸入が大きな割合(52%)を占めていることを指摘したい。

(3) 工業用とうもろこし

コーンスターチ用とうもろこしの輸入については、その関税は譲許税率では50%または12円/kgとなっているが、国産いもでん粉の需要の確保を図る観点から、関税割当制度の下で、国産いもでん粉の購入を条件にその関税を無税としているものである。この措置は譲許税率の範囲内で通常の関税よりも優遇された待遇を与えているものであって、輸入者は選択可能である。また、この措置は、ウルグアイ・ラウンドにおける米国との協議に則り決定されたものであり、我が国はこの約束を誠実に履行したところであ

るため、米国の批判は当たらないと考えている。

(4) 豚肉

我が国の豚肉輸入制度は、ウルグアイ・ラウンドにおいて米国を含む関係国との交渉の結果合意されたものであり、WTO協定と整合的である。したがって、米国の批判は妥当性を欠き、今になって米国がこのような批判を行うことは理解に苦しむ。

(5) 牛肉関税の緊急措置

昨会計年度における牛肉輸入量の減少は、BSE発生という特殊事情により生じた問題とはいえ、次の3点から日本政府として前向きには対応できない。(1) 我が国は、ウルグアイ・ラウンドの際、厳しい国内生産事情の中でぎりぎりの決断をして、ラウンドの合意で譲許した水準を上回る牛肉関税の自主的な引下げ措置を受け入れた。緊急措置は、この措置に対する必要不可欠な代償としてパッケージで措置されたものであり、UR交渉での牛肉に対して決定した措置の自主的引下げ部分を見直さずに緊急措置のみを停止することは困難である。(2) 緊急措置は輸入量が一定レベルを超えると国内法に基づき自動発動するという特性を有しており、この仕組みは、裁量性を排し、措置発動の機動性・透明性を高める上で重要である。(3) 低い輸入レベルからの急速な輸入量の回復自体が国内生産に悪影響をもたらすおそれがあることは否定できない。なお、牛肉関税の緊急措置制度の一年延長を含む関税関係法案については、国会において本措置の延長の是非を含む審議の後、与野党の多数をもって、可決・成立しており、立法府の意思ともなっている。

(6) 牛肉、柑橘類、乳製品等の関税

牛肉、オレンジ、プロセスチーズ及びナチュラルチーズを高関税品目として引用しているが、これらの関税については、米国も参加したウルグアイ・ラウンド交渉の結果決定されたものであり、我が国はこの約束を誠実に履行しているところである。各国とも農業協定等に基づく形で、一定の関税水準を維持しており、米国においてもウルグアイ・ラウンド交渉による関税引き下げ後でさえも、繊維製品、野菜、果汁、一部の植物油等に比較的高関税の品目があることを十分認識すべきである。

(7) 木材・住宅

林産物については、貿易自由化の観点からのみ議論を行うのではなく、地球規模の環境問題や有限天然資源の持続的利用の観点を踏まえた議論を行うことが必要である。また、その際、輸出国側の非関税措置を含めた議論が行われることが重要である。

我が国の建築基準・規制、林産物JAS制度については、引き続き、BEC、JAS技術委員会及び林産物小委員会で技術的話し合いを行うこととしている。

(8) 小型船舶

我が国の小型船舶等の安全規制に関しては、かねてから米国内等における対日輸入促

進セミナーを通じ、関係事業者に対して、説明を行い相互理解を深めてきたと認識している。また、我が国（MLIT及びJCI）は、既に小型船舶の規則の制定・運用についてパブリックコメント制度を導入し規制の透明性を確保し、小型船舶に係る国際規格を順次国内基準に取り入れ、内外基準の整合化に努めており、国内の米国製ボートのシェアは年々増加傾向を示していることから、米側の主張は不適當である。

2002年7月の貿易フォーラムで、米国商務省（DOC）から小型船舶WGが提案され、これまで2回にわたり技術的根拠に基づいた個別具体的な課題について協議している。ところが、WGメンバーである提案当事者（DOC）や、米国の安全規制当局（米国沿岸警備隊）は本WGに参加しておらず、問題解決の長期化につながり、我が国は、米国側のWGへの対応姿勢に懸念を有している。また、我が国ユーザーへの米国製ボートの安全性に関する説明責任を履行するための方策について米側へ問題提起し、米側の回答待ちの状況である。

（9）革／履き物

我が国の皮革・革靴の関税割当制度（1986年から導入）はWTO協定に整合したもののURにおいて約束した関税率の大幅な引き下げを、現在着実に実施している。また、枠の配分に関しては、公表した計算方法により機械的に算出される数量を割当てており、割当に対し実際の輸入が少ない事業者については、同計算においてペナルティを課すとの措置を講じているところである。

3．基準・試験・表示・認証

（1）米国産鶏肉輸入禁止

米国産家きん肉の輸入については、米国内で発生した鳥インフルエンザについて両国専門家による協議の結果、発生州以外の地域からの輸出が可能となるよう、昨年2月に家畜衛生条件を改正したところである。

また、低病原性鳥インフルエンザの取扱いについては、昨年12月のOIE専門家を交えた会合の結果を踏まえ、日米の家畜衛生当局間で技術的な協議を継続しており、本年3月、新たな日本側の改正条件案を米国側に提示したところである。

（2）BSEに起因するレンダリング畜産物の輸入禁止

肉骨粉等の輸入停止措置の解除等各国に対する検疫措置の見直しについては、輸出国におけるBSE発生の有無のみではなく、輸出国のBSE発生リスクの総合的な評価結果に基づき行う必要がある。このため、現在我が国は米国も含め各国のBSEステータス評価を実施しているところであるが、BSEのこれ以上の侵入を阻止することが求められることから、評価の実施には各国からの十分な資料の提供、各国との意見交換、BSE専門家からなる検討会等を踏まえ慎重に検討する必要がある。このことから、NTEレポートにおける米側の批判は当たらない。

(3) リンゴ

米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置については、現在、WTO紛争解決手続に賦されており、パネルによる最終判断を待っているところである。

(4) ジャガイモ

ジャガイモ主要生産地域からの加工用生鮮じゃがいもの輸入については、米側植物検疫当局から輸入解禁等に係る検疫措置について具体的データが提出されれば検討する用意がある。

(5) バイオテクノロジー

厚生労働省では、安全性審査基準に基づき、安全性審査を科学的な見地から行っており、申請者から審査に必要なデータの提出があり次第、迅速に対応をしている。遺伝子組換えじゃがいも2品種については、4月2日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において安全性が確認されたため、今後所定の手続きを経た後に、輸入、販売等が可能となる。

2001年4月より、厚生労働省による安全性審査を経た遺伝子組換え食品について、農林水産省では、消費者の選択の観点からJAS法に基づき、また、厚生労働省では、公衆衛生の観点から食品衛生法に基づき表示を義務付けている。

また2002年より、農林水産省及び厚生労働省では、従来のもやし、とうもろこしを主な原材料とした加工食品に加えて、じゃがいもを主な原材料とした加工食品についても、遺伝子組換え食品の表示を義務付けている。

また、遺伝子組換え食品の表示の国際ルール作りについては、コーデックス委員会において検討が進められており、我が国としても、国際的な議論に積極的に参加している。

(6) 食品添加物

日本は、WTO/SPS協定を遵守しつつ、各種の措置を講じているところであり、食品添加物の新規指定及び使用基準改正については、平成8年3月、WTO通報等により関係各国のコメントを聴取し、要請手続きに関する指針を策定している。従って、本指針に沿って要請が行われれば適切に対処するものであり、この日本の添加物制度は、国際的にも適切な制度であると考えている。

なお、昨年7月、米国、欧州の双方において広く使用されている添加物に関しては、指定に向けて検討を開始したところである。

(7) 飼料添加物の禁止

抗菌性飼料添加物の指定の見直しについては、科学者からなる第三者機関である農業資材審議会において科学的知見に基づき検討を行っているところであり、今後、外国政府機関等からの意見聴取の機会も設けるほか、内外からのパブリックコメントを受けることとしている。このようなプロセスを経て、指定の見直しについて結論を得た場合には、SPS協定に基づくWTO協定への通報を行うこととしている。

(8) 栄養補助食品

厚生労働省は、栄養補助食品のうち、特定保健用食品については、承認及び成分機能表示を裏付けるための科学的データの提出を申請者に要求している。「日本は製品の評価及び承認に必要な日本人以外のデータ及び情報の範囲について議論することに合意している」とあるが、日本人のデータと外国人のデータとを区別する規定はない。

(9) 繊維

2003年7月1日に施行されるシックハウスのための改正建築基準法については、技術的基準等の必要な情報をホームページ等を通じて情報提供をしているとともに、施行までに適切に壁材等の建築材料が市場に流通するよう、国土交通大臣の認定等の必要な手続きを講じている。また、米国に対しては、2002年9月にシアトルで開催された日米加建築専門家委員会において日本側からシックハウス対策のための改正建築基準法について説明する等周知を図ってきたところである。

4. 政府調達

我が国は、日米間の協議の結果も踏まえ、政府調達について、自主的に、無差別、透明、公正かつ競争的な措置又は手続きを策定している。これらの措置は、内外の企業に対し、適切な参入機会を提供するものであるが、米国製品を始めとする外国製品の調達水準（金額、件数等）や調達比率の増大という結果を保証したのではない。

また、昨年3月に策定した「情報システムに係る政府調達制度の見直し」は、内外の事業者を問わず、極端な安値落札の防止等の観点から策定されたものであり、日本の事業者に限定した措置ではない。

(1) コンピューター

我が国は、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」を誠実に実施し、無差別、透明、自由でかつ開かれた競争機会を提供している。本件措置の下では、外国製品についても国内製品と無差別に参入機会が提供されており、調達比率が増大するためには、外国供給者の努力が重要である点を指摘したい。また、米側の主張する、我が国民間部門におけるデータについては、適切な根拠は未だ示されていない。

(2) 建設・設計・エンジニアリング

我が国は、従来よりWTO政府調達協定に加え、自主的に策定した「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を適切に履行しており、建設市場は内外無差別となっている。さらに、米国政府・米国企業よりの多くの個別の照会に対して、随時迅速かつ適切に対応している。また、日本の公共事業市場に関する認識、JV、資格審査及び評価の基準、調達価額の計算方法に関する記述は、貿易フォーラムにおける説明等を含むこれまでの日本側の説明内容や措置を無視した一方的なものであり、不適切である。

5. 知的財産権保護

(1) 特許

我が国は1994年に日米包括経済協議において成立した特許に関する合意事項のうち、日本側措置を全て履行済みである。一方米側は、米側措置である早期公開制度と再審査制度に関する特許法改正法を1999年11月29日に成立させ、再審査制度に関しては2002年11月2日に成立した改正法で一定の改善が認められるものの、合意内容に照らしても、何れもまだ不十分な内容である。すなわち、早期公開制度については、外国に出願されていない米国出願、及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外を設けており、現実的には公開されないものが発生する。また、ベストモード要件を除く米国特許法112条のすべての要件不備が再審査請求の理由として認められるべきである。我が国は、米側の早急な合意事項完全実施を強く求めるものである。

(2) 著作権

著作権に関する記述中では、日米の司法制度の相違を踏まえることなく、刑事制裁（罰金）と民事救済（懲罰的損害賠償）とを混同（217頁、左段第2パラグラフ）するなど、事実誤認かつ正確さを欠く記載が多く見受けられ、さらに、例えば下記の事項のような、これまで日本側が「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」等において説明してきた内容や措置を無視した一方的なものであり、極めて不適切である。

いわゆる「一時的蓄積」の解釈については、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」において日米間において決着済みである。技術的保護手段に関する規定については、日本の著作権法により規制される装置の範囲が、米国著作権法と同じであることは、従来より米側の理解を得ていると承知している。さらに、日本の官民において、著作権保護の先例としてある種の形式を押しつけようと検討しているとの米側の指摘は具体性に欠け、趣旨不明である。

（インターネット・サービス・プロバイダーについては、「情報技術」の項に記述する。）

(3) 商標

周知商標の保護が弱いとする本レポートの指摘は、根拠不明かつ事実無根である。我が国は、従来より、パリ条約、TRIPS協定の規定を受け商標法で明確に周知商標の保護を定めている。またパリ条約同盟国が職権により商標が周知のものであるか否かについての決定を行う点については、パリ条約第6条2(1)により許容されているものであり、我が国の審査実務においては、審査官が周知性の判断を公正かつ適正に行い、周知商標を十分に保護している。

我が国は、周知商標を保護する制度として、権利存在の公知性、権利関係の安定性等の観点を踏まえ、特許庁における審査を経て登録する防護標章制度を有している。

(4) 地理的表示

我が国は T R I P S 協定に定められる義務をすべて履行しており、T R I P S 協定第 22 条から 24 条に定められる地理的表示に関する義務についても達成している。T R I P S 協定 22 条 2 に規定された地理的表示の不正使用防止のための法的手段としては、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 13 号、第 3 条、第 4 条を設け、利害関係人が差止請求、損害賠償請求できるようにしている。

また、T R I P S 協定 23 条に規定されたワイン・スピリッツに関する地理的表示に与えられた追加的保護については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第 86 条の 6 第 1 項の規定に基づく地理的表示に関する表示基準を同条第 2 項の規定によって告示することで本条の義務を履行している。商標と地理的表示との間の衝突については、商標法第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 条第 1 項第 16 号及び第 17 号、第 15 条、第 46 条を設けて抵触を解決している。

なお、我が国においては、商標審査時に用いるための保護されている地理的表示に関するリスト（不開示のもの）は無い。

(5) 営業秘密

営業秘密に係わる審理も公開法廷で行っているとの指摘については、裁判の公開という憲法上の原則に沿ったものである。T R I P S 協定第 42 条では、営業秘密の保護に関し、「現行の憲法上の要請に反しない限り」との留保がついており、国際ルールに照らしても何ら問題があるものではないと認識している。

(6) 国境における取締り

我が国においては、T R I P S 協定に準拠した公正かつ公平な手続きに基づき、税関において知的財産権侵害物品の流入を積極的に阻止している。

6. サービス障壁

(1) 保険

(イ) 簡保は、簡易に利用できる基礎的生活保障手段を全国あまねく設置された郵便局を通じて提供するという政策目的をもった事業であり、民間金融機関とは、その制度、経営理念が大きく異なる。簡保には法人税等が課されない一方、ユニバーサルサービスの提供義務や、加入限度額、保険種類の制約、資金運用に関する制限などの制約が課されており、トータルとして民間生保とのバランスはとれていると考えている。また、保有保険金額でみた簡保のシェアは一割程度で推移している。

郵政三事業については、本年 4 月に日本郵政公社に移行したが、公社化の具体的な制度設計に当たっては、外資系企業代表も参加した総務大臣主催の研究会において検討を行い、その検討過程において、閣議決定上の対象ではないにもかかわらず、パブリック・コメントも実施しており、十分に透明性は確保されている。よって、米国政府の記述は不適切である。

また、簡易保険の商品を拡大する場合については、2000年7月の日米規制改革対話第3回共同現状報告において、簡保商品の拡大又は変更のための法律改正に関し、外国保険事業者を含む民間利害関係者の要請に基づき説明を行うための会合を持つことを確認したことで既に決着済みであり、これらの記述は遺憾である。

(ロ) 超低金利が継続する中で、「逆ざや」が経営上の構造的な問題となっていることから、予定利率も問題については、引き続き幅広く検討していく考えであり、この検討に際し、外国生命保険会社を差別する意図は全くない。

生命保険契約者保護機構の財源問題の検討にあたっては、政府として、内外の保険会社や関係団体等と率直かつ十分な意見交換を行ってきた。今後とも、制度の見直しの検討にあたっては、必要に応じ意見交換等を行っていく考えである。

(2) 専門的サービス

(イ) 会計監査業務

外国公認会計士向け試験が、1976年以降実施されていない理由は資格承認申請者がいなかったためである。なお、我が国公認会計士試験および外国公認会計士向け試験については、国籍及び居住に関係なく受験資格が開放されている。米国においても自国において公認会計士として資格認定を受けたもののみが監査業務を提供している。

(ロ) 法律サービス

昨年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画に基づき、我が国は、弁護士と外弁(外国法事務弁護士)等との提携・協働を積極的に推進する見地から、外弁による弁護士の雇用、外弁と弁護士との共同事業等に関する規制を撤廃するとともに、特定共同事業制度を廃止するとの内容を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を本通常国会に提出したところである。

外弁による第三国法の取扱については、現行法においては、資格と権限を有する者(第三国の弁護士等)からの書面による助言を得ることを要件として許容されており、差別的な制限がなされているとは考えていない。日本弁護士連合会の自治に関わる事項については、米国側の懸念は日弁連にも伝えているが、政府としてこれに干渉することはできない。上述のとおり、我が国は、外弁問題について真摯に検討を行い、所要の措置を講じたところであり、米国連邦政府も米国における外国弁護士受け入れ問題を真摯に検討してほしい。

7. 投資障壁

日米投資イニシアティブは、対日投資環境のみならず、日米双方向の投資を促進すべく日米相互の投資環境につき協議するものである。日本からも対米直接投資環境に関して、サーベンス=オックスリー法、ビザ、運転免許、2002年通商法による事前申告ルール、訴訟制度、エクソン・フロリオ修正条項、外国エージェント登録法(FARA)等につき改善を要請している。

教育サービス分野における我が国の規制は、質保証及び消費者保護のための適切なものである。その規制は、外国のサービス供給者を日本のサービス供給者と同様に扱うものであり、内外無差別である。従って、「広範な規制が外国のサービス供給者の参入を制限してきている。」との米国の批判は当たらない。

8．反競争的慣行

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）は、過大な景品提供及び虚偽・誇大な表示による不当な顧客誘引行為を規制することにより、公正な競争を確保し、もって、一般消費者の利益を保護することを目的としているものであり、外国事業者の新規参入を不当に制限するものではない。また、公正競争規約は、公正取引委員会が不当な顧客誘引を防止し、公正な競争の確保に資するものとして認定するものであり、事業者の活動を不当に制限するものではない。なお、現在では、景品に関するほとんどの公正競争規約の内容が景品表示法の一般ルールと同じ基準になっている。

9．電子商取引

- (1) 日本は、電気通信分野における規制改革・競争促進を着実に実施してきており、その結果活発な新規参入が進み、サービスの多様化・高度化及びユーザー料金の低廉化において大きな効果を上げてきている。事実、ブロードバンド・サービスでは世界で最も安い料金水準を実現しており、また、市内電話料金においても総体的に欧米の料金と遜色ないものになっていることから、米国の指摘は根拠が不明であり適切ではない。
- (2) 2000年5月に成立し2001年4月1日より施行されている電子署名及び認証業務に関する法律は、(a)電磁的記録に、本人だけが行うことが出来る一定の電子署名が付されている場合について、私文書にされた手書きの署名や押印と同様にその真正な成立が推定されるとするものであり、(b)特定の電子署名技術や認証技術を排除したものではなく、技術的中立性を前提とした制度となっている。

10．その他の障壁

(1) 航空宇宙

新プロジェクト及び新技術に係わるF/Sに対する政府の資金援助が、日本の航空機産業の主要企業への仕事の配分の役割を果たしているという記述は事実誤認である。なお、経済産業省が計画しているプロジェクトは、軽量化・低抵抗化により環境負担低減を図るために必要な材料や空力等の技術の研究及びその実証を目的として小型航空機（30 - 50席クラスと同規模を想定）による飛行を行うものであり、航空機の開発を目的としているものではない。ちなみに、本プロジェクトはYSXプロジェクトとは何ら関係はない。

(2) 自動車・同部品

自動車産業においては、国境を越えた資本・事業提携を通じた国際的再編成が起きており、グローバル化により世界の自動車産業を巡る環境が大きく変化している。このような状況を踏まえ、本年1月に開催された自動車協議グループ（ACG）において日米両国は、グローバルな課題や貿易に関する事項など、双方の関心事項を幅広く議論した。日本の自動車・同部品市場について特段の具体的な問題は存在していないと考えており、引き続きACGの場で環境の変化を踏まえた建設的な議論を行っていきたい。

(3) 民間航空

98年合意を受け、また、成田空港の暫定平行滑走路の供用開始に伴い、市場アクセスや価格、運航のフレキシビリティの拡大が図られている。具体的には、成田暫定平行滑走路を活用して、米企業は合計で10月第4週には週間162スロットを利用している。

98年合意に沿って、2000年11月に開始された交渉は、2001年に終了した。

国土交通省はその後レベルを上げて日米航空関係の健全な発展のために交渉することを提案した。

日本政府としては、国際的に見ても極端に大きなシェアを占める米国企業の成田空港におけるスロットの利用について、引き続き、その適正な利用と、公平な競争を促進する観点からの成田既存滑走路における日米企業間の利用スロット数の格差是正を米側に求めていく。

(4) 電力会社

本件は、民間の自由な調達活動に関する措置であり、政府としては関与できる立場ではない。なお、電力会社においては、複数社による競争見積もりを原則としており、現在全社がパンフレットやホームページ等で英語での資材関係の情報を開示している。また、外国企業にも広く門戸を開放し、透明で公正な資材調達が行われているものと承知している。

(5) 板ガラス

日本は、95年措置を着実に実施。日本の板ガラス市場は、開かれて公正かつ競争的な市場であると認識していることから、政府の関与は不要かつ不適切であり、市場メカニズムに任せるべき。他方、独禁法に抵触するようなケースが生じた場合、公取委がその権限の内で責任を持ってこれを取り締まることとなる。米側企業の一層の対日市場参入努力を期待する。

(6) オートバイ

二人乗り禁止規制が日本の大型二輪車市場を制限し、米国の輸出に悪影響を与えているとの主張がなされているが、本件は、交通安全の観点から適切に対応されるべき事柄である。

(7) 紙・紙製品

主要な問題として「排他的な商慣行」が指摘されているが、我が国の紙市場に問題があるとは考えていない。従って、政府の介入は不要かつ不適切であり、市場メカニズムに任せるべきである。

(8) 海運・港湾

97年にFMCが我が国船社に一方的に課した制裁措置は、相手国船舶に対する最恵国待遇、内国民待遇の付与等を規定した日米友好通商航海条約に違反するものであり、引き続き制裁発動の違法性を主張していく。日本の港湾事情は、平成12年の規制緩和、364日24時間フルオープン化等大幅に改善しており、正しい事実認識を求める。

また、我が国船社等に対し、上述のような日米友好通商航海条約に違反する一方的な制裁措置を今後課すか否かについての判断をするために、我が国の港湾事情の改善状況についてレポートを求めてきたことは、FMCの権限の乱用に当たる重大な問題と認識しており、レポート提出の根拠となるオーダーの撤回を強く求める。

(9) 鉄鋼

我が国の鉄鋼業界には、非競争的な慣行や市場参入障壁などは存在せず、国際的な競争市場のもと、生き残りをかけて国内外で合従連衡を行っているところである。なお、米国が発動した鉄鋼セーフガード措置について、我が国は右措置のWTO協定違反の認定と措置の撤廃を求めて、現在WTO紛争解決手続に付託しているところである。

2003年外国貿易障壁報告書の分野別規制改革・

電気通信部分に関するコメント

平成15年4月17日

総務省

総務省は、2003年外国貿易障壁報告書（NTEレポート）への日本政府のコメントのうち分野別規制改革・電気通信部分について、次のとおり補足コメントを取りまとめた。

本報告書においては、事実に基づかない一方的な記述等がなされており、不適切である。こうした観点から、本報告書の具体的項目に対し、以下のとおりコメントする。

1. 我が国では、固定の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとして設定されたものである。本報告書においては、「接続料として競争事業者に課す料金は依然として米、独、仏、英の2倍」とだけ記載しているが、我が国との接続料を比較する場合、米国には地域事業者間における相互接続料だけでなく州際、州内アクセスチャージや定額制の接続料も存在し、相当程度高額な接続料も多数あることから、これらを全て含めた水準で比較すべきである。
2. 1377条レビューにおいて、米国自身が認識しているように、携帯電話の接続料を国際的に比較すると、NTTドコモの接続料はヨーロッパ諸国と比べ低い水準となっており、「ドコモの高い接続料」という本報告書の記述は事実誤認である。
なお、米国においては、携帯電話への着信の場合、着信側事業者がユーザから着信料金を徴収しており、事業者間の接続料という制度ではないため、単純な比較はできない。
3. 電柱・管路等の貸与の対価については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」において、原価に基づく適正な設備使用料を求めることができるとしている。
これにより、仮に、電柱・管路等の保有者が、原価を著しく上回るような対価を設定している疑いが生じた場合は、当該事案に係る電気通信事業法第73条以下の協議認可・裁定に係る審査の過程において、当該対価の妥当性が個別に検証されることから、「しかしながら、電柱、管路、とう道等の線路敷設権設備の使用のための法外な料金に対するセーフガードはほとんどない。」という本報告書の記述は不適切である。
4. 行政機構の基本的な在り方は、各国の政治体制の中で最適な体制が選択されればよいものであり、日米規制緩和対話及び改革イニシアティブにおいて日本側から繰り返し主張しているように、他国がある国に対し「有効な競争を確立するには独立した規

制機関を必要とする」などと主張するのは不適切である。

さらに、総務省が「政治的利害及び産業界の利害に過度に影響されているという事実」との記述をはじめ、現行の規制のあり方の中立性を疑う記述が散見されるが、電気通信分野での我が国の規制のあり方は、WTOルールにも整合する中立的なものであり、かつ、我が国におけるブロードバンドインターネットや携帯電話サービスにおける競争の進展に裏付けられるように、効果的なものであり世界的に見ても成功していることから、このような記述は不適切である。

・本報告書のように、事業者間の個別の問題について、電気通信事業法が用意する裁定あるいは意見の申出といった透明な手続きを踏まず、安易に政府間の問題として持ち出す姿勢は、改められるべきである。こうした観点から、本報告書の具体的項目に対し、以下のとおりコメントする。

- 1．本報告書の「NTTが相互接続事業者に対して緊急サービスへのアクセスを拒否」との記述については、緊急サービスのための接続の提供を受けたいと要望する事業者とNTT東西との間で協議が調わないときは、当事者は電気通信事業法に基づき裁定の申請等を行うことが可能である。
- 2．総務省では、DSLサービスの利用環境を保護するため、未確認方式のスペクトル適合性が速やかに確認されるよう、スペクトル管理の基本的な要件を策定するため、情報通信審議会の中にDSL作業班を設置して検討を行っているところである。本報告書の「NTTは、(DSLサービスについて)別の異なる技術で競合する事業者に対しより高額の接続料を提示するなどの方法でその支配力を維持」との記述は、事実誤認。事業者や米国系企業を含むメーカーが参加しているこのような透明かつ建設的な手続が行われているにもかかわらず、安易に政府間の問題として持ち出すべきではない。
- 3．本報告書の「ドコモは2002年に支配的事業者とされたが、総務省はこれらの料金がどのように算出されているかを説明するようドコモに義務付けておらず、法律は、反競争的行為を特定し矯正のための措置を取るよう主張する責任を競争事業者に負わせている」との記述については、仮に、ある事業者が問題があると考えれば、電気通信事業法に基づき意見の申出を行うことが可能である。